**平成２１年（フ）第２０９号**
長崎県長崎市西山１丁目20番54―301号、旧住所長崎県長崎市飯香浦町3701番地９
破産者　道向技建こと　道向　孝行
１　決定年月日　平成21年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第３８１号**
大分市大字宮苑69番地の２モンテ・ローザＡ102
破産者　田川　武彦
１　決定年月日　平成21年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第２２８号**
大分市弁天１丁目５番40号
破産者　城本　良一
１　決定年月日　平成21年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第２９３号**
大分市坂ノ市中央３―16―27―Ｂ102、住民票上の住所大分市久原中央３丁目８番18号
破産者　能島　利生
１　決定年月日　平成21年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第９０号**
秋田市飯島字薬師田８番地９
破産者　杉本　　薫
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第９７号**
秋田県男鹿市野石字柳原170番地80
破産者　石川　　守
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２４５号**
秋田県潟上市昭和乱橋字後堰鴨田22番地４
破産者　小笠原晃次
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８６号**
福島市笹谷字中谷前２番地の15
破産者　富谷桂二郎
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２１年（フ）第８７号**
福島市笹谷字中谷前２番地の15
破産者　富谷　郁子
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２１年（フ）第３９号**
長野県岡谷市赤羽２丁目３番33号
破産者　松﨑　　修
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２０年（フ）第９０号**
岐阜県高山市新宮町3636番地９
破産者　澤田　正也
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２１年（フ）第２２号**
和歌山県田辺市湊1338番地の１
破産者　杉﨑　武生
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第２４号**
和歌山県田辺市古尾９番７号シンコーハイツ201号
破産者　熊代　京子
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第３６号**
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3703番地
破産者　中嵜るり子
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第４１号**
和歌山県日高郡みなべ町芝24番地、開始決定時の住所和歌山県日高郡みなべ町芝182番地
破産者　井口　雅裕
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第３１５号**
愛媛県松山市今在家３丁目７番５号
破産者　田城　高治
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２０年（フ）第３０号**
福岡県飯塚市鯰田1741番地13
破産者　上棟産業こと　岩谷　和夫
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第２４１号**
長崎県長崎市愛宕４丁目12番43号
破産者　銭神かな子
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成１９年（フ）第１２９６号**
熊本市清水東町５番31号
破産者　林田　榮毅
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第５８号**
北海道滝川市黄金町東３丁目15番16号　井内マンション101号室
破産者　上家　淑江
１　決定年月日　平成21年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係